

大阪市監査委員	坂 井 良 和
同	福 田 賢 治
同	高 橋 敏 朗
同	高 瀬 桂 子

住民監査請求について（通知）

平成 19 年 9 月 25 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

記

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

大阪市大正区の三軒家公園の一角にあるテニスコートについて、大阪市公園条例第 4 条 2 項の規定に違反している。

ゆとりとみどり振興局長には、三軒家公園内のテニスコートについて、大正区長に使用承認を与えることは出来ない。地域コミュニティづくりに寄与するためといわれているが、無償で使用が狙いである。

公園を直接管理している八幡屋公園事務所は、公園の管理を充分せず、人手不足か怠慢かしらないが、町会の役員を含めた地域の人に清掃の一部を委託していることから、政治家が介入し、政治家の後援会と町会の役員が結託し、当初（昭和 37 年 10 月 15 日供用開始）東西 1 面だったテニスコートを南北 3 面に増設し、鉄条網で囲って施錠している。

テニス愛好者は政治家の支援者となっており、町会の役員も同様である。

又この公園は災害時の避難場所になっており、いざ災害が発生し、すぐに解錠することなど出来ない。

三軒家公園は近隣公園で、500m の範囲内で居住するものの利用に供することが目的

の公園であるが、テニス愛好者の会員のうち三軒家東の住民は 20% ぐらいである。

囲いがなく、いつでも自由に子供達が楽しめる公園、これが都市公園法等の目的であり、子供達と老人が遊びの場あるいは憩いの場を求めている。

従って、条例に違反する独占利用を中止し早急に一般に開放し、今後は、テニスコート廃止に向けて市長に勧告することを求める。

2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求は、当該普通地方公共団体の長等又は職員についての違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）を対象とすべきものである。

しかしながら、本件請求は、当該公園施設の使用承認等が本市公園条例に違反するなど違法であるとして、「財産の管理」を請求の対象として想定するものと解されるが、当該使用承認等は、行政目的達成の一環としてなされるものであっても、財産的・経済的価値に着目して財産管理上の見地からなされるものではなく、住民監査請求の対象となる当該行為等に該当しない。

よって、本件請求は法第 242 条の要件を満たさないものと判断する。